

平成25年12月19日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 押田 彰

足場からの墜落防止措置について（お願い）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の運営にご協力を賜り感謝を申し上げます。

さて、足場からの墜落防止措置について厚生労働省は、平成21年6月に労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化するとともに、安全衛生部長通知により手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を図っているところですが、その効果については、現在、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」において、検証しているところです。

本検討会には、ユーザーとして全建、日建連、建専連等の建設業界団体と全国仮設安全事業協同組合（アクセス）が足場メーカーとして参画しています。この場でアクセスは、手すり先行工法と第三者による足場の点検の義務化の法制化を主張していますが、建設業界団体としては、手すり先行工法の義務化については、現行の安全衛生規則を遵守することで災害は防止できること、第三者による点検の義務化については、法的責任を負わない者の点検は絶対に認められるべきではないことからアクセスの主張に反対している経緯があります。

この度、アクセスは、自由民主党に「建設現場における墜落災害撲滅・安全足場設置推進議員連盟」（別添1）を設置し、政治への働きかけを強化していますが、これに対応するため、全建、日建連、建専連、住団連の建設4団体は別添2を内容とする要望書（別添3）を厚生労働大臣、上杉議連会長等議連の幹部に提出要望いたしました。併せて、全建理事会、全国会長会議にご報告するとともに、現在、議連メンバーを中心に建設業界団体の主張をご説明しているところです。

つきましては、各県協会において、地域選出の議連メンバーはもとより、より多くの国会議員に対してユーザー側の主張をご理解いただけるよう適切な対応をお願いいたします。

ご質問等がありましたら、全建労働部までお願いします。

# 自由民主党 建設現場における墜落災害撲滅・安全足場設置推進議員連盟

最高顧問 高村 正彦  
顧問 大島 理森 二階 俊博 山東 昭子  
会長 上杉 光弘  
副会長 中曾根 弘文  
幹事長 武見 敬三  
事務局長 櫻田 義孝  
事務局次長 武田 良太

## 会員名簿(五十音順)

### 【衆議院】

赤枝 恒雄(比・東京) 赤澤 亮正(鳥取2) 秋元 司(東京15)  
穴見 陽一(大分1) 石破 茂(鳥取1) 泉原 保二(比・四国)  
伊藤 信太郎(宮城4) 伊藤 忠彦(愛知8) 若田 和親(佐賀1)  
上杉 光弘(比・中国) うえの 賢一郎(滋賀2) 江渡 聡徳(青森2)  
衛藤 征士郎(大分2) 遠藤 利明(山形1) 大島 理森(青森3)  
大塚 拓(埼玉9) 大西 英男(東京16) 加藤 寛浩(長崎2)  
金子 恵美(新潟4) 金田 勝年(秋田2) 鴨下 一郎(東京13)  
何村 建夫(山口3) 菅家 一郎(福島4) 菅野 さちこ(福島3)  
北村 誠吾(長崎4) 岸 信夫(山口2) 岸田 文雄(広島1)  
工藤 彰三(愛知4) 高村 正彦(山口1) 國場 幸之助(沖縄1)  
青藤 洋明(新潟3) 坂本 剛二(福島5) 坂本 哲志(熊本3)  
桜井 宏(三重3) 櫻田 義孝(千葉8) 左藤 幸(大阪2)  
塩崎 恭久(愛媛1) 末吉 光徳(比・九州) 武井 俊輔(宮崎1)  
竹下 亘(鳥根2) 武田 良太(福岡11) 竹本 直一(大阪15)  
田中 和徳(神奈川10) 谷 公一(兵庫5) 長島 忠美(新潟5)  
中村 裕之(北海道4) 二階 俊博(和歌山3) 西川 公也(栃木2)  
西村 明宏(宮城3) 野田 聖子(岐阜1) 野中 厚(埼玉12)  
原田 憲浩(大阪9) 平沢 勝榮(東京17) 細田 博之(鳥根1)  
牧島 かれん(神奈川17) 松島 みどり(東京14) 務台 俊介(長野2)  
武藤 容佑(岐阜3) 山本 拓(福井2) 吉川 貴盛(北海道2)

### 【参議院】

愛知 浩郎(宮城) 赤石 清美(比例) 石井 準一(千葉) 石井 正弘(岡山)  
磯崎 陽輔(大分) 井原 巧(愛媛) 若城 光英(福島) 大沼 みずほ(山形)  
鴻池 祥肇(兵庫) 山東 昭子(比例) 島田 三郎(鳥根) 高橋 克法(栃木)  
武見 敬三(東京) 伊達 忠一(北海道) 塚田 一郎(新潟) 中川 雅浩(東京)  
中曾根 弘文(群馬) 西田 昌司(京都) 二之湯 智(京都) 牧野 たかお(静岡)  
水落 敏栄(比例) 吉田 博美(長野) 渡辺 猛之(岐阜)

八十三名(衆議院六十名、参議院二十三名) 平成二十五年九月六日現在

平成 25 年 12 月 2 日

## 足場からの墜落防止措置の効果検証・評価に関する要望について

### 経緯

- ・ 建設業における労働災害の 4 割を占める墜落・転落災害防止のため、厚生労働省は平成 21 年 6 月、労働安全衛生規則を改正、足場からの墜落防止措置を強化。加えて、手すり先行工法等の「より安全な措置」(安全衛生部長通達)の普及を図っているところであり、規則改正の 3 年後を目途にその効果・検証を行い、必要が認められれば所要の措置を講ずることとしている。
- ・ 専門家による効果・検証検討会で、平成 21～23 年のデータを分析。その分析結果を基に、本年 7 月より、日建連、全建、建専連等の建設業界団体および全国仮設安全事業協同組合(アクセス)等の足場メーカー等も同検討会に参画し、議論を重ねている。

### アクセス側の主張

- ・ 手すり先行工法の義務化と第三者による足場点検の義務化。

### 日建連・全建・建専連・住団連の主張

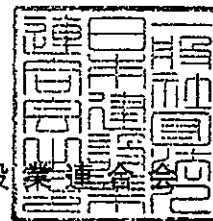
- ・ 平成 21～23 年のデータを分析結果から、現行の改正安衛則の遵守することで災害は防止可能。手すり先行工法等の義務化等の更なる規制強化には反対。
- ・ 足場は、規模に関わらず、全国の建設業に影響することであり、足場の一工法にすぎない手すり先行工法のみを義務化することは、絶対に認められない。現状のように、様々な措置から選択すべきである。
- ・ 足場材料を保有する会員会社も多く、特定工法のみ義務化は死活問題となる。
- ・ 足場の点検については、点検のみならず点検の結果明らかになった問題点を直ちに補修することが、事業者には罰則付きで義務付けられている。第三者による足場の点検は、労働者の生命に係る点検を法律上何ら責任のない者が行うということであり、これを認めることは事業者としての責任を放棄するに等しい。責任を負わぬ者による点検は絶対に認められるべきではなく、第三者による点検は必要ないとする。

以上

平成25年11月12日

厚生労働大臣  
田村憲久 殿

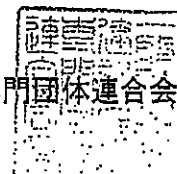
一般社団法人 日本建設業連合会



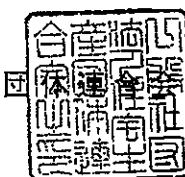
一般社団法人 全国建設業協会



一般社団法人 建設産業専門団体連合会



一般社団法人 住宅生産団体連合会



### 足場からの墜落防止措置の効果検証・評価に関する要望

平素は、建設業に対しまして、格段のご指導とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私ども建設業は、労働基準行政のご指導の下、建設業界一丸となつての努力もあり、平成24年の死亡者数(速報値・震災関連を除く)は367名で、10年前の平成14年の607名に比べ40%の減少となりました。これは各企業が安全で快適な職場環境づくりに積極的に取り組んできた結果であります。我々4団体とその会員企業も、建設現場における労働災害の撲滅のため、これまで様々な取り組みをしてきているところであり、今後も労働災害撲滅に向けた更なる取り組みを推進していく所存でございます。

建設業の安全は、事業者が自らの責任において確保するものであります。法的にも事業者は、自らが行う建設事業において、工法、躯体構造物の形状、使用する機械設備、周辺環境等を総合的に判断して、具体的な安全対策を講じる義務がございます。

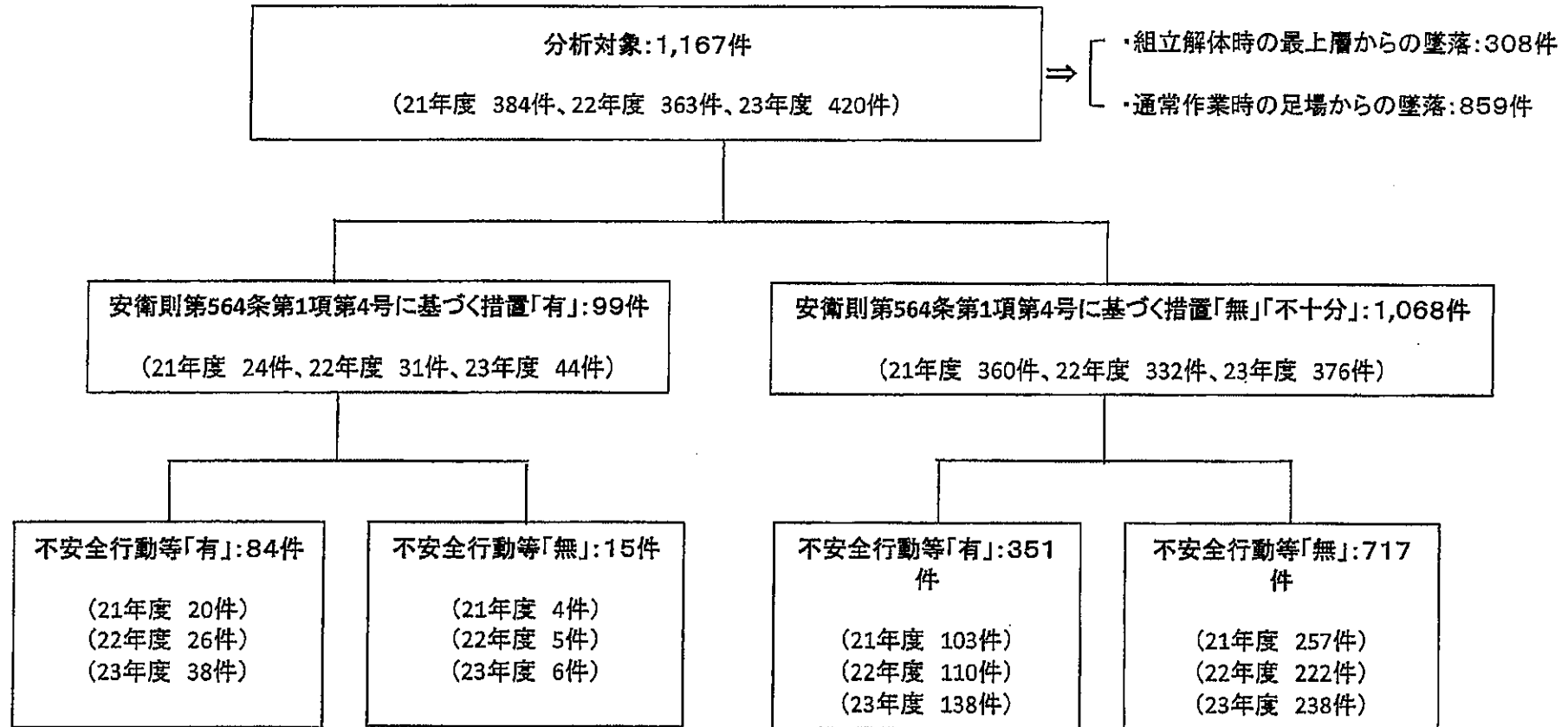
そして、その建設業界が行う安全対策の枠組みの中で、仮設業界にもその一部を担っていただく必要があると考えております。この場合、仮設業界に担っていただく役割とは、ユーザーの意見を広く受け入れながら、常により良い製品を提供し続けること、そして常に安全に配慮し使いやすい製品を生み出していくことと考えます。

以上のようなことから、建設業界としては自らの責任において建設労働者の安全を確保する観点で以下の意見を述べることにいたします。

- 1 平成 21～23 年度における組立・解体時の足場の最上層および通常作業時における足場からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)(別紙、以下分析結果)によれば、分析対象 1,167 件の事案のうち、安衛則に基づく措置を適切に行わなかったケースが 1,068 件と全体の 92%を占めている。建設業界としては、災害事案の大多数が適切な措置を講じていなかったという事実から、改正に基づく措置を講じれば十分な墜落災害防止効果があると考えられる。以上のことから、建設業界では現行の安衛則で十分であり、更なる強化には反対である。
- 2 平成 21 年 4 月の安全衛生部長通達に定める「より安全な措置」については、安衛則に定める措置を徹底すれば十分という今回の分析結果を受けて、新たに規則に盛り込む等の必要はないと考える。特に、手すり先行工法については、妻側および躯体側に先行手すりが取り付けられないものが多く、結局、安全帯に頼らざるを得ない。その際には、安全帯を付け替える必要があるが、その作業も危険性があるため、手すり先行工法は本質的に絶対安全とは言えない。また、手すり先行工法を採用した場合でも、作業手順等に誤りがあつたり、不安全行動をとれば墜落災害は発生する。  
以上のことから、建設業界は手すり先行工法の法制化に反対する。足場の選定にあたっては、当該現場の実態に応じたものを選択できるようにしていただきたい。
- 3 建設業界では、分析結果を受けて、行政が速やかに行うべき取組みは、安衛則改正による「対策の更なる強化」ではなく、「対策の更なる周知」、つまり現行規則の周知徹底であり、それがすなわち「対策の強化」へとつながるものと考えられる。また、建設業界としても、安衛則に基づく措置を適切に行わなかったケースがこれだけあつたという事実は大変に遺憾であり、これまで以上に安衛則の周知徹底に取り組んでいく。
- 4 特に、分析結果でも示されているとおり、組立・解体時の墜落災害事案では、足場の組立て等作業主任者が未選任であつた事案や職務の一部または全部を怠つた事案がほとんどであり、「足場の組立て等作業主任者」の選任の徹底、作業主任者の職務の重要性の認識や職務の徹底を図る必要がある、最新の技術や災害の傾向などを定期的に教育する能力向上教育の一層の促進が必要である。  
また、作業主任者のみならず、足場の組立・解体を危険作業としてとらえ、作業主任者の下で足場の組立・解体作業に従事する者に対する安全教育の創設等のソフト面での対策を行えば、法令無視や軽視、不安全行動の減少にも資すると考える。
- 5 足場の点検については、点検のみならず、点検の結果、明らかになつた問題点を直ちに補修することが、事業者には罰則付きで義務付けられている。  
第三者による足場の点検は、労働者の生命に関わる点検を法律上、何ら責任のない者が行うということであり、これを認めることは事業者としての責任を放棄するに等しい。責任を負わぬ者による点検は絶対に認められるべきではない。足場の点検については、事業者が選定した足場の組立て等作業主任者が自らの責任において行つており、建設業界では第三者による点検は必要ないと考えられる。

以上

平成21～23年度における組立・解体時の足場の最上層および通常作業時における足場からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)  
厚生労働省資料を基に日建連で集計



安衛則に基づく墜落防止措置

**わく組足場**

高さ15~40cmの位置に下さん

**わく組足場**

高さ15cm以上の幅木

**手すりわく**

手すりわく

いずれかの措置が必要です

① 「交さ筋かい」 + 「下さん」  
※ 高さ15~40cmの位置

② 「手すりわく」

**わく組足場以外**

高さ85cm以上の手すり

高さ35~50cmの位置に中さん

**わく組足場の妻面**

高さ85cm以上の手すり

高さ35cm以上の防音パネル等

わく組足場以外の足場に該当

両方の措置が必要です

① 「手すり」  
※ 高さ85cm以上

② 「中さん」  
※ 高さ35~50cmの位置

安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等

● 「より安全な措置」

**わく組足場**

「上さん」の追加

手すり先行専用型足場

**わく組足場以外**

「幅木」の追加

【わく組足場】

- ・ 「上さん」の追加
- ・ 「手すり先行専用型足場」の設置

【わく組足場以外】

- ・ 「幅木」の追加

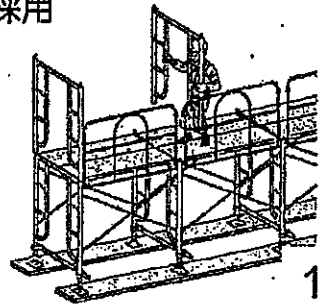
すき間がないように

建地と床材の幅は原則同じように

- ・ 「建地」と「床材」の幅を原則同じ寸法にしましょう
- ・ 「建地」と「床材」にすき間をつくらないようにしましょう

● 手すり先行工法の採用

足場の組立等の作業には、積極的に「手すり先行工法」を採用しましょう



● 足場の点検の確実な実施

足場の種類別点検チェックリスト ( ) 見場用 (他)	
足場等点検チェックリスト	
工事名 ( )	工種 ( ) (他)
実施者 ( )	( ) (他)
実施日 ( )	( ) (他)
点検項目 ( )	
点検の結果、要する措置 ( )	
実施者 ( )	

足場の種類に応じた「チェックリスト」を活用